

～ 成年後見制度について ～

成年後見制度とは、認知機能の低下や精神疾患により物事を判断することが難しい人について、援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人の権利を守ることができる制度です。成年後見人等は、本人に代わって契約行為や、財産の管理を行うことができます。

例えば…

- ① 最近、母親のものの忘れが気になる。訪問販売が来て、分からないままに契約をしてしまっている。



- ② 困った息子が、家庭裁判所へ成年後見制度の申し立てを行う。

※成年後見申立は本人、配偶者、四親等内の親族が行うことができます。市長が申し立てることもできますが、要件があります。
※申し立てには費用がかかります。

- ③ 申し立てについて裁判所が調査を行う。本人の判断能力について、鑑定が必要となる場合があります。



- ④ 申し立てから2カ月後、息子が成年後見人に選任され、訪問販売の契約の取り消しができるようになった。

※成年後見人等は家族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が選任されることもあります。



★ 成年後見制度の詳細や申立方法など、気になる人はおたっしゃ本舗へご相談ください。★

問合せ ・ 連絡先

小城地区の人	おたっしゃ本舗小城北（旧大島レディースクリニック・旧ひらまつ在宅療養支援診療所内）	☎73・2172
三日月地区の人	おたっしゃ本舗小 城（小城市役所 高齢障がい支援課内）	☎37・6108
牛津・芦刈地区の人	おたっしゃ本舗小城南（芦刈保健福祉センター「ひまわり」内）	☎66・6376

お知らせ

1月もの忘れ相談会

日時：1月19日（火）
①14時～15時
②15時～16時
場所：芦刈保健福祉センター
ひまわり

要予約 ☎37・6108

オレンジカフェ・サロンの開催（マスクの着用にご協力ください）

オレンジカフェ

1月16日（土）
13時30分～15時30分
会場：ゆめぷらっと
小城（小城市町）

要予約 お住まいの地区のおたっしゃ本舗へ

1月6日（水）・20日（水）
10時～12時
会場：きらら
（三日月町）

要予約 ☎37・6108

オレンジサロン

1月9日（土）
10時～13時
会場：ひろおか内科・脳神経
クリニック（三日月町）

要予約 ☎73・8022

1月27日（水）
10時30分～12時
会場：牛津まちなか交流館
コネ
CONE（牛津町）

要予約 ☎66・1228

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止する場合があります。